

議案第49号 説明資料

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(<u>感染症防疫作業に従事するフルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当</u>)</p> <p><u>第6条の2 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>第7条～第15条 略</p> <p>(<u>感染症防疫作業に従事するパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬</u>)</p> <p><u>第15条の2 給与条例第10条に規定する作業に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条に規定する額を感染症防疫作業手当に相当する</u></p> | <p>○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>第7条～第15条 略</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p data-bbox="114 252 389 284"><u>報酬として支給する。</u></p> <p data-bbox="85 325 394 357">第16条～第27条 略</p> <p data-bbox="85 399 474 430">別表第1及び別表第2 略</p> | <p data-bbox="1133 325 1442 357">第16条～第27条 略</p> <p data-bbox="1133 399 1523 430">別表第1及び別表第2 略</p> |